

# 国際関係法における Legalization に関する研究ノート

齋藤洋

はじめに

## 一 legalization の要素・段階・定義

- (一) legalization の要素
- (二) legalization の段階
- (三) legalization の定義

## 二 legalization の変異性（変わりやすさ）

## 三 legalization の諸側面（次元）

- (一) 義務性について
- (二) 明確性について
- (三) 委任性について

## 四 指標 (indicators)

おわりに—今後の方向性—

## はじめに

国際法学において、国際法の法的性質あるいは国際法の強制力といった問題は、古くから議論されてきたが、論者の立場によつて異なる結論が示されてきた。例えば国際法学者は積極的に国際法の法的性質を認めようと腐心してきたが、国際政治学者はその強制力を軽んじる傾向にあったといえよう。

そのため近年の国際法学のテキストでは、国際法の法的性質といった項目をあえて取り上げないものも見いだされるようになった。いわば議論されつくした問題あるいは立場による埋められない相違といったことが要因に在ったと考えられる。

しかし最近になつて国際関係論を中心とする研究者たちから、legalizationという新しい概念もしくは観念が提示された。これは従来の国際法の強制力の研究対象が条約および慣習法に限られており、その他は政治的行為として法学研究の対象からはずされていたのに対して、国家間の合意を三つの要素と八つの段階に分けて類型化し、強制力の強弱あるいは法的基準から政治的基準といった分類を行なうことで、法以外の行為にも強制力を見出そうという試みである。

筆者は、国際法の強制力について「メカニズムとしての制度」という観念を取り入れることで、中央集権化されていない国際法社会における強制力を再検討し得ると考えてきたが、この見解とlegalizationとは根底において通じ合うものがあると考えられる。つまり、legalizationとは「国際関係の法制度化」を意味するからであ

る。この国際関係という概念の中に、非法規範が含まれることは明白である。ここにメカニズムとの接点が見出されるのである。

そこで本稿では、*International Organization*に掲載された論文“The Concept of Legalization”<sup>(1)</sup>によって legalization に関する整理と若干の課題を提示し、本格的な研究の端緒とするものである。

## 一 legalization の要素・段階・定義

### (一) legalization の要素

論文“The Concept of Legalization”によれば、legalization は、義務性 (obligation)、正確性 (precision)、委任性 (delegation) の三つの要素があると述べている。<sup>(2)</sup>

すなわち義務性 (obligation) とは、国家や他の主体が、あるルールもしくは約束 (言明 / commitment) に、または一体のルールもしくは一体の約束 (言明 / commitments) に拘束されることを意味する。特にそれらの主体があるルールもしくは約束 (言明 / commitment) によって合法的に拘束されることを意味し、そのため当該ルール等の下における主体の行為は、国際法の一般的なルール、手続きおよび学説、そして同様にして国内法のそれらを参照しながら、精査されなければならない。<sup>(3)</sup>

次に正確性 (precision) とは、ルールが行為を非多義的に明示することを意味する。その場合の行為とは、当該ルールが要求し、権威付け、あるいは禁止するものである。<sup>(4)</sup>

最後に委任性 (delegation) とは、第三者がルールの履行、解釈、および適用する権限を保障されていることを意味する。その場合の権限とは、紛争を解決し、そして可能ならば将来のルールを作ることを意味している。<sup>(5)</sup>

### (二) legalization の段階

同論文では、legalization を二段階に分けている。つまり、hard, soft, idea である。先進国の国内法における成文法は一般的に hard な legalization の典型である。例えば米国の公害に関する法律は、米国民を拘束する (obligation)、また当該法で求められている事項は非多義的であり (precision)、行政的な執行力と同様に裁判所の解釈・適用には従わなければならない (delegation)、<sup>(6)</sup> というようにである。

さらに通常の制定法における義務性、正確性、委任性の程度については、政治的圧力や非公式の規範その他の要因によって、実際には曖昧にされ得る。国際的な legalization も同様の状態である。それでも、全体的にみれば、国際制度は、民主的な「法の支配」国における制度ほどには高度に legalized されてはいないのである。<sup>(7)</sup>

### (三) legalization の定義

このように云いつつも同論文では legalization を効果もしくは効力の点で定義しているわけではなく、ルールや手続きの性質という点から定義している。また厳密には拘束力を有さない会議宣言や国際的な文書は、同じように、明らかに拘束力のある条約として国内の文書と同様の実質的な内容を有する。しかしそれらは、legaliza-

tion からみると非常に異なるものでもあるとい<sup>(8)</sup>う。

しかし同論文における legalization の概念は、政治学者と法律学者との共通の基礎をつくりだすものである。主権による強制的な有効性という法の狭い見方から離れることによって、そのような基礎を作り出すということである。そこで用いられる基準は各事項を考えるに当たつての国際関係の基礎をなすものであると<sup>(9)</sup>する。

そこで次のように言う。「われわれは、法の性質とか、国際法は『真に』法か否かに関するかつての議論を解決することを探ったり、明確な定義を提案しようとするものではない。我々の概念において高度に legalized された合意は、標準的な国際法学者の国際法の定義の中に、典型的に存在する<sup>(10)</sup>」。

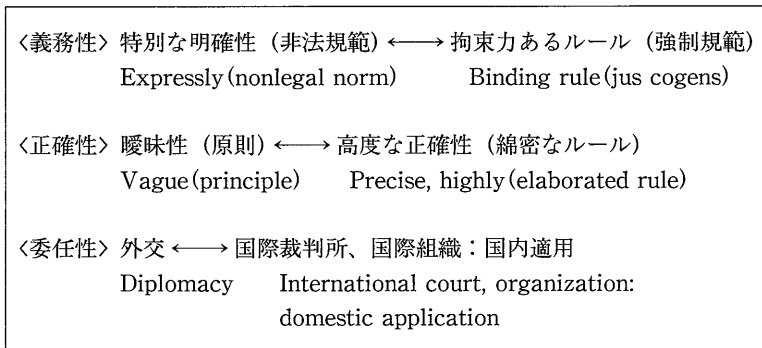
くわえて legalization の概念は、ハート (H. L. A. Hart) の *The Concept of Law* から特別の恩義を受けているという。すなわちハートは、法制度を第一次ルールと第二次ルールに分類し、前者は個人や何らかの存在に直接的に「作為または不作為を課すルール群」であるが、後者は、例えば授權規範のような「ルールについてのルール」である。legalization に関して国際法の一般的ルール、手続きや学説などを総体化 (組織化) させるという特質として義務性 (obligation) を定義するならば、国際制度の特徴を、ハートの第二次ルールの中の三つの形態に類推的に当てはめることができる。つまり、承認 (recognition)、変化 (change)、決定 (adjudication) である。そして委任性 (delegation) は、これら三つに必然的に関係してくるのである。<sup>(11)</sup>

II legalizationの変異性(変わりやすさ)

legalizationの主たる特徴は、変異性(変わりやすさ/variability)であり、図Aのように表すことができる。図Aにおいて各次元は強弱の間を——弱面では国際法制度に裏打ちされたものではない法的な義務性(obligation)・正確性(precision)・委任性(delegation)を欠いている——、あるいは右側の最も強力もしくは「hardest」との間を連続的に移動している。また各次元はそれぞれ独立している。そして図Aが示しているのは、規範(倫理規範や実際のルールなどのようなもの)と制度(外交や勢力均衡などのようなもの)の双方が、これらの次元の背景に存在し得るということである。<sup>12)</sup>

そこで図Aを用いると、三つの次元のうち重点を置く位置を、それぞれの場合に決めることができる。例えば、WTOのTRIPsは三つの要素の全てにわたって強力であり、部分的核実験禁止条約(一九六三年)では拘束力のあるルールと正確性に重点が置かれたが、委任性についてはほとんど全くといっていいほど法的な拘束力は持っていない。またへ

〈図A〉



(出典) *International Organization*, vol. 54, no.3, Summer 2000, p.404.

ルシンキ会議の一九七五年の最終合意 (Final Act) は、正確性はほどほどに有しているが、明白に法的拘束力を持っておらず、委任性についてもほとんど有していないのである。<sup>(13)</sup>

これらの三要素をもとに、<sup>(14)</sup> 類型として分類する<sup>(15)</sup> International legalization の形態は次の図 B のようになる。

図 B の列 I は完全な legalization を表している。列 II ～ III はほぼ法的な性質のものである。列 IV ～ V は詳細な検討を必要とするが、行政上もしくは実務上の性質を有する。列 VI ～ VII は、ルールは存在するがそれ以上に政治的基準が求められている。列 VIII は最も legalization のレベルが低く「勢力均衡」や「(政治的・経済的) 勢力範囲」が中心である。この最後のレベルは国際関係理論における無秩序状態 (anarchy) と思えるが、無秩序状態は決して何もルールが無いということではなく、主権や国際法と並んで外交や勢力均衡のような制度によって特徴付けられている状態である。<sup>(16)</sup>

〈図B〉

形態	義務性	明確性	委任性	例
類型：				
Hard law				
I	高	高	高	EC、WTO-TRIPs、 欧州人権条約、国際刑 事裁判所
II	高	低	高	ECCの反トラストに 関する第85条の6、 WTO-国内措置
III	高	高	低	米ソの軍備管理に関す る諸条約、モンリオ ール追加議定書
IV	低	高	高(適度)	国連の持続可能な開発 に関する委員会 (Agenda 21)
V	高	低	低	オゾン層に関するウィ ーン条約、少数民族に 関する欧州枠組条約
VI	低	低	高(適度)	国連の特別諸機関、世 界銀行、国内少数民族 に関する欧州安全保障 協力機構の高等弁務官
VII	低	低	高	ヘルシンキ最終議定 書、非拘束的な森林に 関する諸原則、技術的 な諸基準
VIII	低	低	低	G7、政治的・経済的勢 力圏、勢力均衡
類型：				
無秩序状態				

(出典) *International Organization*, vol.54, no.3, Summer 2000, p.406.



### III legalization の諸側面 (次元)

#### (一) 義務性について

国際合意のなかには、ウィーン外交関係条約などのような法的拘束力のあるもの、あるいは勧告やガイドライン (例えば OECD ガイドライン) といった形で法的拘束力を作り出すという点を否定することで成り立っているものなどがある。<sup>16)</sup>

また一方では、義務性を規定しつつも、特例的な規定を設けて義務の程度を弱くするようなものもある。例えば「漸進的」や「重大な国益に関する場合を除く」などが典型的な例である。これに対しては、伝統的な原則、例えば「当該規定は現存する慣習法を成文化したものである」「または「国際機関の憲章の解釈」など、あるいは革新的な原理、例えば「当該規定は国際的なコンセンサス (consensus) の反映である」や「即席国際慣習法を主張する」など、これらのもとで早急かつ普遍的な法的効力を主張する見解もある。<sup>17)</sup>

#### (二) 明確性について

明確性を有するルールは、特定条件下において国家または他の行為主体に期待される事項を明確かつ非多義的に定めている。換言すれば明確性は範囲を合理的解釈に限定するのであり、同時にそれぞれの場合において、法の効力の基本要素でもある。<sup>18)</sup>

一般に発達した法制度のもとでは規範的指示は「明確なルール」として定められているが、多くの重要な指示は「一般的規準」として規定されている。例えば前者は「時速五十キロメートルを超えてはいけない」、後者は「無謀な運転をしてはいけない」である。そして後者のほうが、具体的事件において、それぞれの有する個別具体的な事実在即して社会や裁判所が決定を下すことができる。これは国際法制度にも見出される。例えばECCの共通競争政策 (common competition policy) やローマ条約の第八十五条などが該当するといえよう。<sup>19)</sup>

また、それほど高度に発達していない国際関係においては、国際法制度は国家やその他の行為主体の実際の行動を通して形成され、それぞれの行為主体は自己の意思に従った解釈や適用を非常に頻繁に行っている。それ故に明確性と詳細性は国際レベルにおいて特に重要なのである。同時に極めて多くの国際法は、条約化や進歩的發展を通して内容の明確化や詳細化を実際に行っている。例えばWTOや京都議定書、SALTあるいはウィーン条約法条約、国連海洋法条約などであり、また環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言やAgenda 21なども法的拘束力はないが、非常に重要な規範的かつ政治的価値があると考えられている。<sup>20)</sup>

そのほかにも「十分な基準を用意する」、「誠実を持って交渉する」、「最善の状態」さらには「交渉あるいは協議」などの規定が多々あるが、これらは条約起草者のミスではなく、国内および国際政治の条件下において、熟慮したうえでの選択の余地を与えているのである。<sup>21)</sup>

### (三) 委任性について

最後に、法的な委任は、特定事実に対するルールの解釈適用を確立した国際法原則に基づいておこなうという、解決メカニズムたる性質を有している。そしてそれは、法的正義を除いた紛争当事者間の政治的駆け引き（取引）を含む過程でもある。<sup>(22)</sup>

## 四 指標 (Indicators)

Legalization の義務性、明確性、委任性のそれぞれに関して、次のような指標が示されている。この指標と前記の図 A、図 B を合わせて理解することになる。

### 指標 1：義務性

<高>  
絶対的義務：法的に拘束されることに係る言説および他の方法  
政治的条約：義務に関する黙示の条件  
特定義務に関する国内的制限（留保）：不確定義務および免責条項  
勧告的（奨励的）義務  
立法権限を伴わない規範：勧告およびガイドライン  
法的に拘束されることに係る明白な否定  
<低>

(出典) *International Organization*, vol.54, no.3, Summer 2000, p.410.

### 指標 2：明確性

<高>  
確定的なルール：解釈問題にのみ限定される  
実質的に解釈のみに限定された問題  
広範囲な判断範囲  
「基準」：特定状況に関する有意義性  
実行の可否の判断が不可能  
<低>

(出典) *International Organization*, vol.54, no.3, Summer 2000, p.415.

指標3：委任性

(a) 紛争解決

<高>

裁判所：第三者の拘束力ある決定、一般的管轄権、直接の私的参加、ルールの解釈および補足の可能性、国内裁判所が管轄権を有する

裁判所：管轄権、参加または限定された規範的権限あるいは合意による

拘束力ある仲裁

非拘束的な仲裁

調停、仲介

制度化された駆け引き（交渉）

純粹に政治的な駆け引き（交渉）

<低>

(b) ルールの設定および履行

<高>

拘束力ある規則：中央集権力

同意もしくは脱退を伴う拘束力ある規則

拘束力ある国内政策：分散化された強制力の正当性

調整基準

条約案：聴取と周知

勧告：内々の聴取

規範的声明

交渉のためのフォーラム

<低>

(出典) *International Organization*, vol. 54, no.3, Summer 2000, p.416.

論文「The Concept of Legalization」には、それぞれの指標に該当する具体的な例が記述されている（例えば条約名、委員会名、機関名などである）が、その詳細は同論文を参照してもらいたい。

同論文の著者たちは、この連続性は次の点を前提にするという。すなわち、合法化された制度は様々な形態の国際制度とは区別化されたいくつかの段階からなるはずである。それらは方法的、手続的、文化的、あるいは情報の次元というような区分可能性も有している。同時に法と政治は legalization のあらゆる場面で絡み合っており、その関係は legalization という概念にとっても非常に重要である。今後も法および政治的な研究を、それぞれの影響と関連させて研究しなければならないと明言している。

その中で特に、「純粹な」政治的駆け引き（交渉）そのものが国家主権やその他の法規範を土台として実行されておき、また法的行為も政治の影響を無視するわけにはいかない点も指摘し、最後にクラウゼヴィツ（Claus-ewitz）の「法は、他の方法を加えて、政治的交渉の骨子である。」<sup>23</sup>という言葉で結んでいるのである。

### おわりに—今後の方向性—

本稿は legalization に関する先駆的研究であり、その総論に当たる「The Concept of Legalization」の内容に依拠して、あるいは内容を紹介するかたちで、legalization の構成要素、段階、定義ならびにそれらの特長について述べてきた。

現段階で窺うことのできることは、いわゆる法と政治との関連性を明確に意識している点である。また法的拘

束力の強弱の視点から、国際合意乃至政治的交渉までを視野に入れて分類しつつ、legalizationの三つの要素の程度も分類し、実際には類型化された段階と指標とを組み合わせて、現実の事項の位置付けを行うように企図されていると考えられる。

以上の点においては、これまでに無い斬新な研究視点であり、非常に高く評価し得るものである。しかし、筆者のこれまでの研究視点である「メカニズムとしての制度」を重ね合わせると、若干の相違もしくは不足があるようにおもわれる。つまり、同論文は国家行為を中心にして検討が行われているが、globalizationからglobal governanceへと続きglobal lawの段階に至りつつある国際社会における合意の総体を考慮するならば、メカニズム化された制度の構築は、もはや国家のみではなくなっており、そこに非国家行為もしくは非政府行為体が創り出すde facto standardとしての法規範の次元を、メカニズムの一つとして組み込まなければならぬ現実があると考えられる。つまり、当該分野においては、国家がde facto standardを承認して、それを遵守しなければならぬということである。

そうすると、当該de facto standardが国家行為を規制するということになり、これをlegalizationに当てはめると、その類型化や指標にも、経済分野、教育分野等の新しい分類のための側面もしくは次元が必要となってくるであろう。その段階に至って、legalizationと「メカニズムとしての制度」とがほぼ一致するものと推察できるのである。その意味で両者の研究は、いわゆるglobal lawの観念もしくは概念と研究成果を取り入れて、自己の再構築を図る方向に向かうことになると考えられるのである。

- (1) Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal, "The Concept of Legalization," *International Organization*, vol.54, no.3, Summer 2000, pp.401-419.
- (2) *Ibid.*, p.401.本稿は「obligationを義務性」,「precisionを正確性」,「delegationを委任性」としたものの、「性」を付したのとは、当該三要素の強弱が「legalizationの分類基準の重要な要素となるため、邦訳として理解する場合に、「性」を付すことより自然でかつ容易になるもの」と考えたからである。
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*, p.402.「hard, soft, ideaの意味は、合意主体に対する手続きと拘束力の強さと厳密性による分類である。しかし通常は、適切な邦訳が無いので、そのまま英語を使用する傾向にある。本稿も通常傾向に倣うこととする。
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, p.403.
- (12) *Ibid.*, p.404.
- (13) *Ibid.*, pp.404-405.
- (14) *Ibid.* 原文では「ideal type」と記述されており、そのまま訳すと「理念型」となるが、当該用語はウェーバーの用法とは異なることを示すため、本稿では「類型」と訳すことにした。
- (15) *Ibid.*, pp.407-408.
- (16) *Ibid.*, pp.410-411.

- (17) *Ibid.*, p.412.
- (18) *Ibid.*, pp.412-413.
- (19) *Ibid.*, pp.413-414.
- (20) *Ibid.*, p.414.
- (21) *Ibid.*, pp.414-415.
- (22) *Ibid.*, p.415.
- (23) *Ibid.*, pp.418-419.